

廃木材よ…よみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」により与えられる使命がまだあります。



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用方法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社
本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562
横浜エコロジー株式会社
〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154
ティー・ビー・ロジスティックス株式会社
〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315
TB関西物流株式会社
〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

「とうきょうさんぱい」

通巻第四一五号

令和七年四月一日

発行人 鈴木宏和

発行 一般社団法人 東京都産業資源循環協会

とうきょう さんぱい

第42巻第1号 通巻第415号
415
令和7年4月1日発行

東京都産業資源循環協会

令和7年度 事業計画および予算 決まる



CONTENTS

一般社団法人 東京都産業資源循環協会
令和7年度 事業計画および予算 決まる 2

平成7年度 事業計画 2

平成7年度 予算 10

Recycle Quality 廃棄物を100%資源に 地球にやさしい燃料を作っています。
リサイクルポート 東京エコリサイクル(株) 本社 若洲工場 フライベートパス

有明興業株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
東京都 優良産廃処理業者認定制度 優良認定業者
若洲工場: 東京都江東区若洲 2-8-25
リサイクルポート: 東京都江東区若洲 2-8-17

青年部だより 新春講演会・賀詞交歓会を開催 11

理事会・委員会報告 中間処理委員会〈中和・脱水分科会〉、収集運搬委員会、
中間処理委員会〈破碎・圧縮分科会〉 12

東京都環境公社 令和7年度「スタートアップ研修会」開催案内 13
「産業資源循環情報」の原稿を募集しています 13

新入会員紹介 [正会員] サン商事(株)、リソースガイア(株) 14

身近なヒヤリ・ハット事例 Part 188 15

広告 (株)京葉興業(正会員) 16

NEW Tea Break 厄介なのは骨折ではなく「拘縮」! 17

よろず相談[労務] 社員の介護離職防止について 18

協会の主な今後の日程 23

事務局だより・編集後記 24

表紙の言葉 23

CO2削減を推進し、サーキュラーエコノミーの実現へ。
三凌愛川リサイクルセンター エコニクル 2025・OPEN!!
メーカー工場 プラスチック製品 お客様
使用済プラスチック
再生原料化 資源循環
PLANIC リサイクル SANRYO エコニクル
株式会社 三凌商事
愛川支社 〒243-0303 神奈川県愛甲郡愛川町中津 6903-1 TEL:046-280-5051

一般社団法人 東京都産業資源循環協会
令和7年度 事業計画および予算 決まる

令和7年3月12日(水) 第96回理事会が開催され、新年度の事業計画・予算が承認されましたので、お知らせいたします。

一般社団法人 東京都産業資源循環協会
令和7年度 事業計画

東京から排出される膨大な産業廃棄物の適正処理及び資源循環を推進していくためには、排出事業者、処理業者、都民、行政が、それぞれの責任と役割を踏まえ、連携・協働した取組を具体的に進めていくことが必要である。

令和7年度、協会は東京都との緊密な関係の下に、脱炭素の取組を踏まえた資源循環に取り組む。また、災害廃棄物処理の協力体制の構築、会員における労働災害防止の徹底、人材の確保・定着、デジタルトランスフォーメーションを進める。

引き続き、会員サービスの改善などに努め、会員増強を図っていく。

1. 適正処理・資源循環推進事業

(1) 調査研究事業

1) 調査研究

法令改正や、資源循環産業の一翼を担う産業廃棄物処理業界の社会的役割等も十分踏まえながら、適正処理の推進と循環型社会・脱炭素社会・デジタル社会の進展に向けた調査研究を行い、国や東京都などに対し提案・要望を行う。

2) 普及啓発

調査研究の成果を含め、ホームページ等により、広く一般に普及啓発を行う。

(2) 研修事業

1) 一般研修事業

適正処理及び資源循環を広く推進していくため、協会主催や関係団体の協力を得て研修会、講習会等を実施する。

2) 講習会事業（許可申請等に関する講習会）

東京都内で実施される許可申請に関する収集・運搬、処分課程及び特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会を、主催機関である（公財）日本産業廃棄物処理振興センター等に協力して実施する。

①産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会（新規・更新）

新規講習会	産業廃棄物収集運搬課程	6回
	産業廃棄物処分課程	1回
	特別管理産業廃棄物収集運搬課程	2回
	特別管理産業廃棄物処分課程	2回
更新講習会	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬課程	12回
	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処分課程	1回

②特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	15回
医療関係機関を対象とした特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	1回

③PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会

PCB 廃棄物の収集運搬作業従事者講習会	1回
----------------------	----

(3) 相談指導事業

会員その他業界関係者、一般企業や都民からの産業廃棄物の処理業者の紹介、斡旋に関する協会への問い合わせに的確に対応する。

2. 環境対策事業

(1) 環境活動

公益的役割を果たしていくために、さまざまな環境活動に参加する。

(2) 環境対策事業

産業廃棄物由来の環境問題や特定家畜伝染病等が発生した際には、行政からの要請等を踏まえ必要な対策を行う。

(3) 災害廃棄物対策事業

東京都災害廃棄物処理計画の改定で民間事業者との連携が打ち出されたことに伴い、当協会における協力体制を構築するとともに、東京都及び都内区市町村との連携について具体的に協議を進める。また、令和5年6月に関東地域協議会1都7県で締結した「災害時における災害廃棄物の処理等に係る相互応援に関する協定」に基づく具体的な連携についても協議していく。

3. 普及事業

(1) 普及事業

1) 普及・広報活動

協会の事業や諸活動について、協会ホームページ等により普及・広報活動を行う。

2) 図書等の有償頒布

「建設廃棄物処理委託契約書」「建設廃棄物処理委託契約書様式及び記入例」の有償頒布を行う。

3) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）普及事業

廃棄物処理法で義務づけられている産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、（公社）全国産業資源循環連合会及び建設六団体副産物対策協議会から販売を受託する。

(2) 機関誌の発行事業

会員に対する基本的な情報伝達手段として、機関誌「とうきょうさんばい」（昭和58年4月創刊）の発行を継続するとともに、行政情報や循環経済等に係る情報の迅速な提供など内容の一層の充実を図っていく。

(3) 会 員 事 業

協会の目的達成のため、会員の増強を図るとともに、適正処理・資源循環に向けた士気の高揚と事業の発展に資するよう交流事業を行う。

1) 会員研修事業

各社共通課題に対する研修を、職層やテーマに応じて効果的に実施していく。

また、国内処理施設見学研修会、事例研究、会員ニーズに即した講演会などを実施する。

2) 会員交流・増強事業

- ① 会員の連携強化と協会の活性化を図るため、総会後の懇親会、賀詞交歓会等の交流事業を行う。また、部門別の交流・活性化を図るため、多摩支部、青年部、女性部の諸活動を積極的に展開していく。
- ② 会員数の維持・増加を図るために積極的に活動を展開する。会員の協会への関心と参加を高めるため、新入会員懇談会等の事業を行うほか、賛助会員には、機関誌等の配布等を通して、協会活動の情報提供に努め、協会活動を側面から支えてもらう。
- ③ （公社）全国産業資源循環連合会、関東地域協議会の諸活動に積極的に参画していく。また、適正処理・資源循環の推進と業界発展に向け、排出事業者等の団体と活発に協力・交流を進めていく。

3) 顕彰・表彰事業

顕彰及び表彰規程に基づいて以下の表彰を行う。

① 優良事業所表彰

正会員の模範となる事業所について5件程度表彰する。

② 優良従事者表彰

正会員の推薦を受け、常任理事会の選考により、10件程度表彰する。

③ 功労者表彰

協会の事業推進に顕著な功労のあった役員等について表彰する。

④ 安全衛生表彰

安全意識の向上又は労働災害等の防止に成果をあげている事業所又は従事者について表彰する。表彰は、その内容により特別会長賞、会長賞（2件程度）、安全衛生推進委員長賞（5件程度）をもって行う。

なお、被表彰者のうち要件を満たすものについて、（公社）全国産業資源循環連合会表彰に推薦を行う。

4) 人材の確保・定着率の向上に向けた支援事業 ～人材確保プロジェクト～

産業資源循環業界における人材の確保と定着率の向上に向け次の事業を行う。

- ① 会員企業の人事・採用担当者のネットワークづくりを引き続き行う。
- ② 人材の定着を目的とした会員企業向け研修会「若手社員のためのスーパーエコタウン研修会」を、これまでのアンケート結果等を踏まえ、より充実したプログラムに改善し継続する。
- ③ 人材確保に向けた取組として、大学のキャリアセンター等と連携した出前授業の実施について検討する。

4. 管 理 運 営

許可講習会事業とマニフェスト普及事業の収益が減少しているため、組織率の向上と経費節減に努め、協会の活性化と財務体質の強化を図る。

5. 委 員 会 活 動

(1) 総務委員会

協会活動の基本的事項や各委員会・部会に横断的に関係する事項の調整を行う。また、具体的な検討、調整を行うため、必要に応じて分科会を設置していく。

(2) 法制度検討委員会

産業廃棄物処理業界における諸問題等についての意見をとりまとめ、議論を重ね、行政と連携しつつ解決策を見出す。

- ① 年間4回、法制度検討委員会を開催する。
- ② 検討テーマは、法制度検討委員会で取り上げ議論した以下の通りとし、より良い方向での解決策を見出す。
 1. ホームビルダー（戸建住宅建設会社）の建築時の処理料金設定がマニフェストに無い平米（㎡）で契約を結ばれている実態があり、平米あたりの単価設定は廃棄物処理では不適切であるため、法的に禁じるための検討について
 2. 二次マニフェスト以降各処理段階についての入力軽減について
 3. 産廃、特管の申請日の統一について
 4. 災害時及び新型コロナウイルス感染症パンデミック時における廃棄物処理における特例処理について
 以上4項目とする。
- ③ 委員会においては法制度に見識を持つオブザーバーや臨時委員にも参加願い、議論を進めていく。
- ④ 検討結果は、関係機関への提言や解決策を機関誌に掲載するなどにより会員企業へ情報提供する。

(3) 広報委員会

機関誌「とうきょうさんばい」の発刊

- ・ 機関誌発刊のため、年12回、基本的には毎月第2水曜日に委員会を開催する。
- ・ 記事内容については、法令関係等会員各位へ迅速にお知らせすべき事柄に注力する。
- ・ 協会主催の行事内容については詳細に伝達する。
- ・ 協会各役員の協会運営への方策活動について伝達する。
- ・ 資源循環事業など会員各位の取組について積極的に紹介する。
- ・ SNSなど、時代に合わせた今後の情報発信の手段を検討する。
- ・ 会員読者の誌面への参加を求める。

(4) 安全衛生推進委員会

産業廃棄物処理業界で働く方達の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために、各社の安全衛生活動の推進を目的とする。

東京都内の休業4日以上の方災件数は令和元年113件、令和2年107件、令和3年116件、令和4年度103件、令和5年度118件と依然として高い数字である。また、令和5年については誠に残念ながら死亡事故が2件発生している。労災件数減少につながるような活動に取り組んでいく。

- ① 年間3回、安全衛生推進委員会を開催する。
- ② 経営者層の安全に対する意識改革を目的とした安全衛生推進大会を開催する。
- ③ 年1回、東京労働局と合同で安全パトロールを実施する。
- ④ 協会及び会員各社の安全衛生に係る意識高揚を図る安全衛生表彰制度による表彰を行う。
- ⑤ 会員から安全衛生標語を募集し、優秀標語をポスターにして全正会員に配布する。
- ⑥ 年1回、協会名を印字した安全衛生活動推進ポスターを配布する。
- ⑦ ヒヤリハット事例の公募と活用を推進する。
- ⑧ 会員各社への安全衛生に係る情報等を発信する。

(5) 災害廃棄物委員会

当協会は平成19年に東京都と災害廃棄物の処理等の協力に関する協定を締結、令和2年には23特別区と災害廃棄物の処理・処分に関する協定を、また令和5年には関東地域協議会の1都7県で相互応援協定を締結している。当委員会は、自治体及び関係団体等から協定に基づく支援の要請があった場合の災害廃棄物処理支援の体制及び事業スキーム等について検討する。

① 委員会の開催

委員会を年4回程度開催する。

昨年度、都内8ブロックの区割り及び幹事会社について検討したことに続いて、本年度は協力会社の体制及び支援時の事業スキーム等について検討する。

- ・ 区部については、令和6年11月に特別区が災害廃棄物処理協定の実施細目を策定したことを踏まえ、具体的な支援体制について検討し、特別区と協議を進める。
- ・ 多摩地域については、西多摩地域災害廃棄物対策合同処理マニュアル等が作成されたことに伴い、具体的な支援体制について検討する。これ以外の多摩地域についても連携・支援について自治体・関係機関と調整を進める。

- ・ 関東地域協議会での相互応援協定に基づく支援体制について検討する。

② 研修会等の実施

災害廃棄物処理支援の実際を学ぶため、災害廃棄物処理支援を経験した各県協会等を講師に招くなどして研修会を実施する。

(6) 収集運搬委員会

収集運搬業界の課題は複雑で多岐にわたるが、労働力の確保・維持、働き方改革対応、効率化、安全対策などが重要なポイントである。我々は、より具体的な施策を実行していくことが急務となる。セミナー開催時にいただいた貴重な意見を元に、少しでもお手伝いできる環境(キッカケ)を整え、業界全体でのウェルビーイング(働く人々の心身の健康や充実感)を向上させるための取り組みも進めてく。また、業界全体での意識向上と新技術の導入を進めることで、持続可能で健康的な業界の発展に繋がることを期待する。

① 研修会の実施

- ・ 管理者・経営層向け研修会の実施・実務担当者向け安全運転研修
- ・ 事故惹起者向け・事故後のフォローに対する取り組みなど

② 施設見学会の実施

- ・ 収集運搬に関わるDXを学ぶための施設見学会の実施

③ 調査・研究活動

委員は、各時期の旬な情報(トピックス)を収集し、それを基に議題を設定して協議を行い、その結果をもとにプロジェクトとして具体的に進めていく。

(7) 中間処理委員会

低環境負荷(LCA改善)を実現する高付加価値な中間処理活動を安全に行うためのサポートをしていく。取組み項目として以下の6つを掲げる。

1. 再資源化事業高度化勉強会

【委員会】

- ① 処理設備助成金勉強会
- ② 高度化法施行前最新状況研修会

2. マテリアルリサイクルやケミカルリサイクルのマーケット・技術動向

以下の2つを分科会と分担して実施したい。

- ・ 意見交換会 関東プラスチックリサイクル協同組合、日本化学工業協会【委員会】
- ・ 施設見学会 関東プラスチックリサイクル協同組合加盟社

【破碎・圧縮分科会、焼却分科会、中和・脱水分科会合同】

3. 中間処理業DXの推進

- ・ DX事業者との意見交換会

【委員会】

AWS (Amazon Web Service) 交流会などを検討

4. 火災対策

- ・ 工場におけるLIBをはじめとした火災対策を進める

【破碎・圧縮分科会】

5. CE、SDGs、ESGに関すること

- ・ CE勉強会
- ・ SDGs/ESG勉強会

【委員会】

【中和・脱水分科会】

中間処理委員会（理事：9名、委員：7名（計16名））
 破碎・圧縮分科会（理事：2名、委員：11名（計13名））
 中和・脱水分科会（理事：1名、委員：4名（計5名））
 焼却分科会（理事：2名、委員：4名（計6名））

（8）建設廃棄物委員会

建設業界においては、資材や労賃の高騰、担い手不足の課題が顕在化している。建設廃棄物処理業界としても、付加価値や労働生産性の向上を目指し、分別活動の相互連携や発火対策ならびに複合品の再資源化対策を含んだ取り組みを推進していく。さらにサーキュラーエコノミーやカーボンニュートラルの実現には、関連団体との連携が必要不可欠であるため、実施事項の検討を図りつつ、再資源化原料の量と品質の向上に繋げていく活動を実施していく。

- ① 行政を交え建設廃棄物をテーマとした勉強会の開催、ならびに関連4団体（東建協、東解協、都中建）と共に合同施設見学を実施する。
- ② 建設混合廃棄物分科会では、一都三県協会を含む関係団体と連携を図り、GX・DXの取り組みを推進していく。
- ③ 建設汚泥・再生砕石分科会では、トレーサビリティシステムの検討と、再生砕石の滞留消化に向け、関係団体に働きかけを行う。

（9）医療廃棄物委員会

新型コロナウイルスの際は感染性廃棄物の容器の排出数が急増し、運搬・処分が追いつかない問題が発生したが、今後、東京直下地震や台風などの災害が発生した場合の医療廃棄物の処理体制をクリニック・病院等と協力して対応を考慮しておく必要がある。

病院関係者をセミナーに講師としてお招きして、今後の病院経営等と共に災害対応について確認・検討をしていく。

- ① 病院関係者を招き、災害時の廃棄物の対応を中心にセミナーを開催する
- ② 一都二県協会（東京・神奈川・静岡）の医療廃棄物合同懇談会を開催する
- ③ 先進的取り組みをしている施設の見学会を実施する

6. 部 会 活 動

（1）多 摩 支 部

多摩支部は各委員会を中心に、研修会等の計画、実施の検討並びに会員への有益な情報の提供、発信、及び会員相互の親睦を深める場となるよう支部の活動を行っていく。

① 教育研修委員会

各会員からの意見を取り入れながら、産業廃棄物処理事業を取り巻く社会情勢に対応した講演会を実施する。研修会は東京都多摩環境事務所・八王子市により、多摩地域の適正処理に向けた問題点や課題等をご講演頂き、会員の資質向上を図っていく。

② コミュニケーション委員会

多摩支部会員の交流の機会の場合として、リサイクル施設見学会とゴルフコンペを開催する。

③ 多摩支部法制度委員会

多摩地域の廃棄物処理法上において、現状での課題や問題点等について、東京都多摩環境事務所・八王子市との意見交換会を実施する。

（2）青 年 部

青年部では、内部活性化を主とした活動展開を今期も進めていき、質の高い研修会・勉強会を開催しながら部員自身のスキルアップは勿論、各社においても営業面や経営に役立つ内容を重視しながら参加率向上を目指していく。視察見学会（日帰り・宿泊）も委員会主体で進めていき、青年部員各社がCSR活用できる事業内容を充実させていく。

行政・他県青年部・女性部とのコラボイベントも検討し、低炭素化社会に向けて有益な情報やチャンスを一早くキャッチできるプラットフォームを引き続き提供していく。

① 総務・広報委員会

- ・ 仲間を知ろう：部員取材後に部員紹介記事を部内周知（月1名程度）

② 研修委員会

- ・ 参加型研修会、勉強会、講演会など年2～3回ほど開催する。

③ コミュニケーション委員会

- ・ 家族、社員参加型イベント
- ・ 他業種の視察見学会及び交流会
- ・ 他県青年部・女性部との交流事業
- ・ 行政との環境イベント

④ その他

- ・ 視察研修旅行（日帰り等）
- ・ （公社）全国産業資源循環連合会青年部協議会、関東ブロック協議会への活動参加

（3）女 性 部

女性部はコロナが収束してからも幹事がイベントの企画・運営をメインで行ってきたので、チームを編成して各チームによるイベント企画を行い、多くの部員が積極的に参加できるように企画をしていく。法律勉強会や実務・業務効率化勉強会など幅広い分野でスキルアップが図れるよう計画する。また、青年部との合同企画を検討したり、関東地域協議会女性部会や全産連女性部協議会との交流を積極的に行ったりして、視野の広い活動を展開していく。

① 実務に関する勉強会や法律勉強会を開催する

② 施設見学会を実施する

③ 教育機関に対し環境学習の出前講座を検討する

④ 関東地域協議会女性部会への参加

⑤ 全産連女性部協議会への参加

2025年度正味財産増減予算
(2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	2025年度予算 (A)	2024年度予算 (B)	増減 (A)-(B)	増減比 (A)/(B)	2024年度 決算見込	備考
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
受取入金	230	290	-60	79%	230	
正会員入会金	160	240	-80	67%	180	
賛助会員入会金	70	50	20	140%	50	
受取会費	75,248	75,977	-729	99%	75,368	
正会員受取会費	71,668	71,747	-79	100%	71,788	
賛助会員受取会費	3,580	4,230	-650	85%	3,580	
事業収益	55,445	57,120	-1,675	97%	53,897	
研修事業収益	0	0	0	-	0	産業廃棄物処理実務者研修会等
講習会事業収益	10,908	11,739	-831	93%	11,813	JW講習会事務手数料等
普及事業収益	240	1,260	-1,020	19%	1,216	委託契約書頒布料等
マニフェスト普及事業収益	20,247	17,415	2,832	116%	20,452	マニフェスト頒布料等
機関誌発行事業収益	9,840	10,050	-210	98%	8,688	機関誌広告料
会員事業収益	12,710	15,156	-2,446	84%	11,728	総会後懇親会費・賀詞交歓会費等
受託事業収益	1,500	1,500	0	100%	0	脱炭素取組調査
雑収益	796	854	-58	93%	825	
受取利息	2	2	0	100%	2	預金利子
雑収益	794	852	-58	93%	823	保険紹介手数料等
経常収益計	131,719	134,241	-2,522	98%	130,320	
(2) 経常費用						
事業費	118,929	119,803	-874	99%	119,008	
適正処理推進事業	34,807	34,923	-116	100%	35,114	
①調査研究	10,257	10,500	-243	98%	10,124	
②研修	19,766	19,603	163	101%	20,070	
③相談指導	4,784	4,820	-36	99%	4,920	
環境対策事業	2,770	2,821	-51	98%	2,733	
④環境対策	2,770	2,821	-51	98%	2,733	
普及事業	81,352	82,059	-707	99%	81,161	
⑤普及	30,622	30,507	115	100%	33,227	
⑥機関誌発行	16,762	16,296	466	103%	15,705	
⑦会員	33,851	35,167	-1,316	96%	32,229	
⑧受託事業	117	89	28	131%	0	
管理費	16,925	17,462	-537	97%	15,797	
経常費用計	135,854	137,265	-1,411	99%	134,805	
経常増減額	-4,135	-3,024	-1,111		-4,485	
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
	0	0	0	-	0	
経常外収益計	0	0	0	-	0	
(2) 経常外費用						
予備費	2,500	2,500	0	100%	0	
経常外費用計	2,500	2,500	0	100%	0	
経常外増減額	-2,500	-2,500	0	100%	0	
当期一般正味財産増減額	-6,635	-5,524	-1,111	120%	-4,485	
一般正味財産期首残高	147,547	152,032			152,032	
一般正味財産期末残高	140,912	146,508			147,547	

青年部だより

新春講演会・賀詞交歓会を開催

青年部(畠山 孟賛 部長)は令和7年1月31日(金)、KANDA SQUARE CONFERENCE(千代田区神田錦町)にて、新春講演会および賀詞交歓会を開催しました。本イベントには43名が参加し、有意義な交流と学びの場となりました。

講演会は、畠山部長の新年挨拶から始まり、その後、2つの講演が行われました。
(株)太陽油化 佐藤 嘉哉 記

■ 講演1



今井 氏

最初の講演では、社会保険労務士・特定行政書士の今井正美氏より「サーキュラーエコノミー」に関連するテーマで講演していただきました。

持続可能な経済モデルであるサーキュラーエコノミーの意義、特に産業廃棄物処理業界における法規制の変更について詳しく解説があり、企業が直面するコンプライアンスの重要性とその対応方法についての示唆をいただきました。

■ 講演2



木村 氏

続いて、株式会社浜田の木村啓嗣氏による講演が行われました。テーマは「人間と挑戦～世界の海で、『挑戦』の先に手に入れたもの～」。

豊富な経験に基づくエピソードを交えて、自ら挑戦することの本質について語られ、「頑張らない」という独自の考えを紹介。これが新しい価値を生み出す仕組みにつながることを示し、多くの参加者にとって新鮮な学びとなりました。



(上) 会場風景
(左) 挨拶する畠山部長

賀詞交歓会では、参加者同士の親交がはかられ、新たな連携の可能性が検討されました。会の中では、業界の課題や新たな事業機会について前向きな意見交換が行われ、参加者は多くのインスピレーションを得る機会となりました。

2025年度には、ビジネスコミュニケーションスキルの向上を目的とした研修やバーベキューなど、多彩なイベントが計画されています。私も青年部の活動を通して、多くの知識を吸収し、青年部での活動をさらに充実させていきたいと考えています。今後、青年部会員各社の発展と持続可能な未来に貢献できるよう努めていく所存です。

理 事 会 ・ 委 員 会 報 告

中間処理委員会 中和・脱水分科会（柳澤リーダー）

開催日時：2月3日(月) 15時～ 場所：協会会議室 出席委員：3名

議題及び内容：

- L C A（ライフサイクルアセスメント）オンラインセミナーを開催した。（参加者 39名）
詳細については機関誌 第 416 号に掲載予定

次回開催日：未定（次年度）

収集運搬委員会（加藤委員長）

開催日時：2月12日(水) 15時～ 場所：協会会議室 出席委員：14名

議題及び内容：

- 令和7年度活動計画・年間行事予定について
小委員会活動3グループ（委員会トピックス・会員向け研修会・施設見学会）が策定した令和7年度活動計画の具体案について協議し、各活動の概要を決定した。
- ①委員会トピックスとして以下2事業を決定し、推進していく
 - ・エコドライブ研修会
 - ・カーボンニュートラル講演
- ②会員向け研修会を以下の通り実施する
 - ・人材確保研修会（9月開催予定）
 - ・経営者向け研修会（11月開催予定）
- ③最新技術を用いた施設等の見学会を7月に実施予定

次回開催日：5月12日(月) 15時～ 協会会議室

中間処理委員会 破碎・圧縮分科会（二木リーダー）

開催日時：2月17日(月) 15時～ 場所：協会会議室 出席委員：9名


議題及び内容：

- 令和7年度の活動について
 - ①テーマ「リチウムイオン電池を含めた火災対策」
 - ・5月14日(水)と令和8年2月17日(火)に分科会を開催予定
 - ・7月に「リチウムイオン電池発火予防」オンラインセミナーを開催予定
 - ②10月に施設見学会を実施予定

次回開催日：5月14日(水) 予定

令和7年度開催予定！ 産業廃棄物処理業新入社員向けスタートアップ研修会

W E B 開 催



令和7年度
産業廃棄物処理業新入社員向け

スタートアップ 研修会



産業廃棄物処理業界に入社3年目以内の方を対象に、廃棄物の適正処理に関する基礎知識に加え、循環経済（サーキュラーエコノミー）や脱炭素等、資源循環に係る業界全体の動きも合わせて紹介する研修会を6月上旬に実施する予定です。
詳細は公社HPをご確認ください。皆様のご参加をお待ちしております！

（公財）東京都環境公社 <https://www.tokyokankyo.jp/learn/lecture/lecture-start/>

「産業資源循環情報」の原稿を募集しています

東京都産業資源循環協会 広報委員会

本誌「とうきょうさんぱい」では『産業資源循環情報』として会員各社における資源循環等の取組に関する記事を掲載しています。

『産業資源循環情報』の原稿はすべての正会員、賛助会員の皆様を対象に募集しています。各社の事業をご紹介いただく良い機会です。ぜひ、ご応募ください。

掲載の方法：

- ・ B5版1ページ、白黒での掲載となります。
 - ・ 本文の文字数は800字～1,000字以内(写真・図表は文字数により2点程度)
 - ・ 内容は産業廃棄物に係る資源循環に関することであれば結構です。
 - ・ 詳細は下記へお問合せください。
- ※機関誌のバックナンバーは協会ホームページからご覧いただけます。

お問合せ

協会事務局 担当： 中澤 e-mail： info@tosankyo.or.jp
協会ホームページ： <https://tosankyo.or.jp> 電話： 03-5283-5455



新 入 会 員 紹 介

※東京都内の許可以外は一部ご紹介となります。

サン商事 株式会社

代表取締役 **新井 勝夫**

東京都知事 **産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く。）**

〔燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類
（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（水銀含有ばいじん等を含む。）〕

東京都知事 **特別管理産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く。）**

〔①廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）〕

さいたま市長 **産業廃棄物処分業 中間処分**

〒 336-0967 埼玉県さいたま市緑区美園 1-9-3

☎ 048（878）2412

リソースガイア 株式会社

代表取締役 **新井 勝夫**

千葉県知事 **産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を除く。）**

〔汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（水銀使用製品産業廃棄物を含み、自動車等破砕物を除く）、がれき類〕

千葉市長 **産業廃棄物処分業 中間処分**

破砕〔廃プラスチック類〕

〒 270-2231 千葉県松戸市稔台 6-10-14

☎ 047（360）5181

一人じゃない みんなで作ろう 安全職場

第4回 安全衛生標語コンクール 安全衛生推進委員会 優秀賞 受賞作品
(一社) 東京都産業資源循環協会

身近なヒヤリ・ハット事例

Part 188

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善事項
1	一般道で	交差点を左折する時	歩行者信号が赤になりかけていた時に、自転車がスピードを出して渡ってきた。	左折をする際は、後方からの自転車に十分注意し、安全を確認してから左折する。
2	一般道で	片側4車線ある道路を走行中	前方の車両が、自分が走行していた車線に急に変更してきたため、ぶつかりそうになった。	かもしれない運転を心掛けて車間距離を十分に取るようにする。また、自分が車線変更する時は必ず目視で安全を確認した上で、車線変更する。
3	高速道路で	料金所を通過する時	前の車がETCカードを入れ忘れたためか、バーが上がり急停車した。それに伴い自車も急停車した。	ETCレーンを走行する場合は、前の車が止まることも視野に入れて、車間距離を十分にとるようにする。
4	工場内で	フォークリフトでフレコンを積む時	フレコンの紐をフォークリフトの爪の前の方に掛けたため、フォークを上げて移動するときに、落ちそうになった。	爪の先から余裕をもって掛け、運搬時には爪を起こして作業を行う。
5	工場内で	品物の入ったポリ容器を入れたカーゴパレットを運搬していた時	カーゴパレットがよじれ、扉が開いてしまい指を挟みそうになった。	種類によっては、扉が開くカーゴパレットがあるので使用前に確認する。扉が開いてしまうパレット扉には、紐等の固定器具をつける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せください。



株式会社
京葉興業
URL <https://www.keiyokogyo.co.jp>



快適な環境づくりと
自然との共生をめざして



< 京葉興業グループ >

実績と信頼のもと
多様なニーズにお応えします

株式会社 京葉興業 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町1丁目2番6号 Tel03-3678-0111 Fax03-3670-9140
三和清運 株式会社 〒133-0061 東京都江戸川区篠崎町3丁目2番6号 Tel03-3679-8555 Fax03-3679-3855
株式会社 ビー・アル・クリエイト 〒289-0511 千葉県旭市錦木3 4 8 4 番地1 Tel0479-68-4808 Fax0479-68-4809

Tea Break



厄介なのは骨折ではなく「拘縮」！

こうしゆく



4か月前、思いっきり転倒して骨折した。折れたのは右手小指の中手骨、手の甲の中にある骨である。手の甲には亀の甲羅のような骨があるのではなく、指の骨と同じような骨が5本あるのだ。

指の骨にはそれぞれ名前があり、爪がある先端から第一関節までを「末節骨」、第二関節までを「中節骨」、そこから指の付け根の関節までを「基節骨」、そして手の甲の中にある「中手骨」となる。ちなみに親指には「中節骨」がない。

折れていたのは手首に近い部分。厄介なのは、手の甲の中にあるため、折れた状態が見えづらく、しかも腱や筋肉が多いので固定してもずれやすいことだ。しかも、手首に近い部分なので、少しのずれが指先の動きに大きな影響を与える。指を曲げた時、薬指の中に入り込んでしまうような状況になるのだそうだ。

骨折から10日目、大事を取ってチタンプレートとネジで固定する手術をした。術後は痛みのために指を動かすことができなかった。先生からは「少しずつでも動かしてください」と言われたものの、骨がついていないうに痛みや腫れもあり、動かせない日々が続いた。

手術から4週間後、抜糸は済んだものの、動かしていなかった手や指は固まってしまった。自分でも驚くほど動かない状態であった。先生からは「このままりハビリしないと動かなくなるよ!」と言われ、初めて「拘縮」であることを知った。拘縮とは、関節を動かさないと固まってしまう状態のことをいう。私の指も、ピアノの鍵盤を押すような形で固まり、ゲーやパーができなくなってしまった。

ここからは本当に大変であった。はじめのうちは、無理にでも指を動かそうとしたが、なかなかうまくいかず、やっと少し動くようになって、朝起きると元通りの固い指に戻ってしまう状況だった。何度も無理に動かすと各部の関節が痛くなり、腫れて熱を持つため、常に氷で冷やしていた。ひどいときには、寝ているあいだも氷を手巻いていた。

先生に言われてから2か月が経過、リハビリ病院には行かなかったが、やっと、入念な手指ストレッチを行うことにより多少動かせるようになった。しかし、左手のように自由に動くわけではなく、未だにゲーやパーも完全にはできず、力も入らない状況だった。

そこからさらに1か月、毎朝起きると固まっている指は変わらないが、朝の10分間の手指ストレッチにより、違和感はあるものの、どうにか生活に支障ない程度には動かせるようになった。拘縮を直すには1~2年かかることもあると聞き、今後もこの状態が続くと思うと正直つらいが、あきらめずに頑張り、必ず元に戻したいと心に誓っている。

読者の皆さんも骨折した時は注意してほしい。骨折より拘縮の方が怖いのである。いたくても少しは無理して関節は動かしましょう! 但し、医者には相談してくださいね。

(リハビリ中のSより)

よろず相談

労務相談



社会保険労務士
今井正美

社員の介護離職防止について

Q 業務の中心になって働いている50代の課長(男性)から、急に田舎に帰って自分の親の面倒を見なければならなくなったとの話がありました。会社としては、介護と仕事を両立してもらうための介護休業制度等について説明し、引き止める努力を続けて来ましたが先日退職してしまいました。近年、育児・介護休業法も頻りに改正され、令和7年4月及び10月施行の改正内容も国から紹介されていますが、今後、増えてくることが予想される介護離職の防止に向けて、仕事と介護の両立支援制度等の概要や会社が取り組まなければならない内容について教えてください。

A 介護離職防止に向けた取組について

1 介護離職の現状

(1) 家族の介護・看護を理由とする離職者数の推移

家族の介護や看護を理由とする離職者数の推移(総務省「就業構造基本調査(5年に1度の調査)」をみると、平成19年約14万4千人、平成24年約10万1千人、平成29年約9万9千人と減少傾向にあったものの、直近の令和4年は約10万6千人と増加している。

また、男女の比率を見ると、男性の割合は平成19年約17.7%、平成24年19.7%、平成29年24.2%、令和4年24.7%と上昇傾向にある。

(2) 家族の介護・看護を理由とする離職者の年齢構成

家族の介護や看護を理由とする離職者は、50歳から64歳で多く、65歳以上も23.2%存在している。【図1】

(3) 家族の介護をしながら就業する者

家族の介護をしながら就業する者の推移(総務省「就業構造基本調査」)をみると、291.0万人(平成24年10月)⇒346.3万人(平成29年10月)⇒364.6万人(令和4年10月)と増加している。

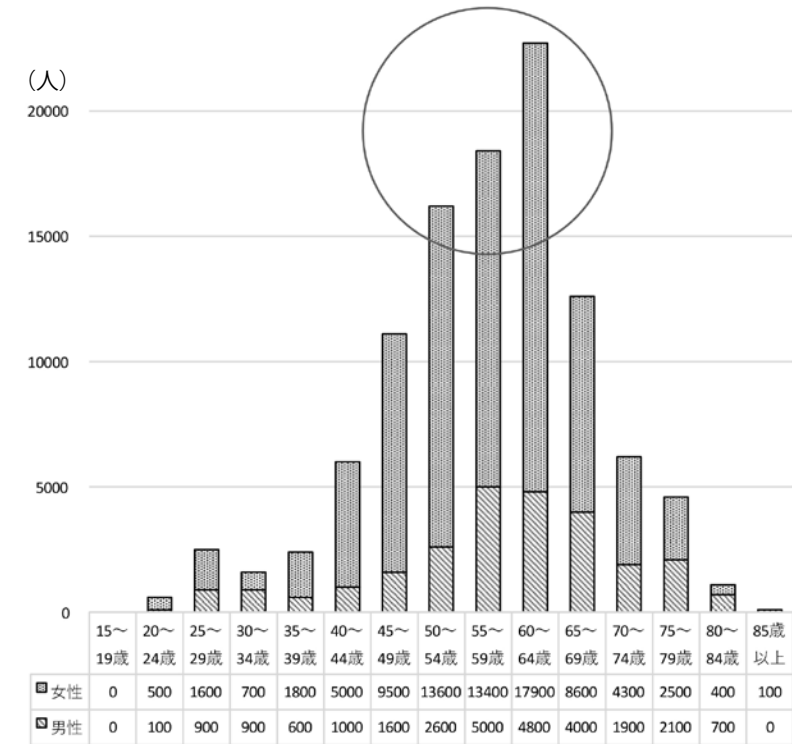
(4) 介護休業等両立支援制度の利用の現状

介護をしている雇用者(約322万人)について、介護休業等制度利用の有無や制度利用者の種類別の人数や割合を見ると、「介護休業等制度の利用あり」の者は372

万3千人(11.6%)で、このうち「介護休業」の利用者は5万1千7百人(1.6%)、「短時間勤務」7万4千9百人(2.3%)、「介護休暇」14万4千8百人(4.5%)、残業免除2万4千4百人(0.8%)、その他となっている。

また、雇用形態別の利用割合をみると、「介護休業等制度の利用あり」の者は、「正規の職員・従業員」で15%である一方、「非正規の職員・従業員」は8.7%となっている。【表1】

【図1】



厚生労働省資料「育児・介護休業法等の改正について」
【出典】総務省「就業構造基本調査」令和3年10月から令和4年9月の離職者)より

【表1】

介護休業等制度利用の有無	介護休業等制度の種類	総数	制度の利用なし	介護をしている												
				総数	制度の種類											
					介護休業	短時間勤務	介護休暇	残業免除	その他							
雇用形態	人数(千人)	割合(%)	人数(千人)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)	割合(%)							
雇用者	3,219.5	(100)	2,819.9	(87.6)	372.3	(11.6)	50.7	(1.6)	74.9	(2.3)	144.8	(4.5)	24.4	(0.8)	140.6	(4.4)
正規の職員・従業員	1,567.8	(100)	1,321.9	(84.3)	234.8	(15.0)	33.5	(2.1)	33.1	(2.1)	106.0	(6.8)	13.2	(0.8)	91.6	(5.8)
非正規の職員・従業員	1,413.8	(100)	1,276.8	(90.3)	122.3	(8.7)	15.6	(1.1)	37.5	(2.7)	37.0	(2.6)	11.1	(0.8)	39.2	(2.8)

厚生労働省資料「育児・介護休業法等の改正について」
【出典】総務省「就業構造基本調査」令和3年10月から令和4年9月の離職者)より今井作成

2 仕事と介護の両立支援制度等の概要

介護休業	<ul style="list-style-type: none"> 要介護状態（※1）にある対象家族（※2）を介護する労働者が、介護の体制（介護サービスの手続き等も含まれる）を構築して働きながら対応できるようにするために一定期間休業する制度 対象家族1人につき、通算93日、3回まで分割可能 	(取得例) 3回取得 <table border="1"> <tr> <td>1回</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> <tr> <td>目</td> <td>目</td> <td>目</td> </tr> <tr> <td>(20日)</td> <td>(50日)</td> <td>(23日)</td> </tr> </table>	1回	2回	3回	目	目	目	(20日)	(50日)	(23日)
1回	2回	3回									
目	目	目									
(20日)	(50日)	(23日)									
介護休暇	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な介護のニーズ（通院の付き添い、ケアマネジャーとの打合せ等）に対し、スポット的に対応するための休暇制度 介護終了まで年間5日（対象家族が2人以上は10日） 時間単位で取得可能 （令和7年4月1日より、労使協定の締結により除外できる対象者について、継続雇用期間6か月未満の者を撤廃） 	(取得例) 労働時間1日8時間 介護休暇(1日) 介護休暇(1日) 介護休暇(1日) 介護休暇(4時間) 介護休暇(4時間) 介護休暇(1日)									
所定外労働の免除 (残業免除)	就業規則等で定める労働時間外の労働（所定外労働）を免除	1回の請求つき、1か月以上1年以内の期間で介護終了まで何回でも請求可能									
時間外労働の制限 (残業制限)	法定労働時間（1日8時間、週40時間）を超える時間外労働について、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限	1回の請求につき、1か月以上1年以内の期間で、介護終了まで何回でも請求可能									
深夜業の制限	午後10時から午前5時までの深夜業を制限	1回の請求つき、1か月以上6か月以内の期間で、介護終了まで何回でも請求可能									
選択的措置義務 (短時間勤務制度ほか)	介護と仕事の両立を容易するため、下記のいずれかの措置を事業主が選択して実施 ①短時間勤務制度(1日8時間勤務を6時間勤務に短縮など) ②フレックスタイム制 ③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ④労働者が利用する介護サービスの費用の助成等	対象家族1人当たり、利用開始日から3年の間で2回以上									

※1 要介護状態とは、常時介護を必要とする状態のことで、介護保険制度の要介護状態区分において、要介護2以上であるなどの状態が2週間以上にわたること

※2 対象家族は、配偶者（事実婚を含む）、父母、子、配偶者の父母、祖父母、兄弟姉妹、孫
 現行の基準が主に高齢者介護を念頭に作成されていることから、子の介護は対象にならないと誤解するケースもあり、厚生労働省では、「常時介護」に関する判断基準を改め、障害のある子や医療的ケアが必要な子も対象になり得ることを明確にする方針

3 介護離職防止ための支援の強化（改正育児・介護休業法：令和7年4月1日施行）

今回の法改正により、事業主に義務付けられる介護に関する措置内容

(1) 介護休業と介護両立支援制度等の申出が円滑に行われるようにするため、下記のいずれかの措置を講じなければならない（複数の措置を行うことが望ましい）

- ① 介護休業・介護両立支援制度等に関する研修の実施
 少なくとも管理職は、研修を受けたことがある状態にする
- ② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備（相談窓口の設置）
 相談窓口の設置や相談対応者を置き、これを周知する
- ③ 自社の従業員への介護休業・介護両立支援制度等の取得事例の収集・提供
 取得事例を収集し、これらを掲載した書類の配布やイントラネットへの掲載など
- ④ 自社の従業員への介護休業・介護両立支援制度等の取得促進に関する方針の周知
 介護休業・介護両立支援制度等の取得の促進に関する事業主の方針を記載したものを、事業所内やイントラネットに掲載することなど

(2) 介護離職防止ための個別の周知・意向確認

- ① 対象者
 介護に直面した旨の申出をした従業員
- ② 周知事項
 - ㊦ 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（上記2の内容）
 - ㊧ 介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：総務部など）
 - ㊨ 介護休業給付に関すること
- ③ 個別周知と意向確認の方法
 - ㊦ 面談
 - ㊧ 書面交付
 - ㊨ FAX
 - ㊩ 電子メール
 のいずれかの方法（㊦はオンライン面談も可能、㊨・㊩は従業員が希望した場合のみ）

(3) 介護に直面する前の早い段階（40歳等）での両立支援制度等に関する情報提供

40歳は介護保健制度に加入（第2号被保険者）し、介護保険料の徴収が始まる時期
 また、障害のある子や医療的ケアが必要な子などの介護支援にも利用できることも

- ① 情報提供期間
 - ㊦ 従業員が40歳に達する日の属する年度（1年間）又は従業員が40歳に達した日の翌日から1年間

② 情報提供事項

- ア 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等
- イ 介護休業・介護両立支援制度等の申出先
- ウ 介護休業給付に関すること

③ 情報提供の方法（アはオンライン面談も可能）

- ア 面談
 - イ 書面交付
 - ウ FAX
 - エ 電子メール
- のいずれかの方法

4 国等の財政的な支援制度

(1) 介護休業取得者への休業期間中の所得補償

雇用保険の被保険者が対象家族を介護するために介護休業を取得した場合、一定要件（介護休業を開始した日前2年間に被保険者期間が12か月以上必要）を満たせば、介護休業期間中に休業開始時賃金月額額の67%（手取り8割相当）の介護休業給付金を介護休業取得者に支給

(2) 事業主への財政的な支援

- ① 雇用保険（国）の「両立支援等助成金（介護離職防止支援コース）」
介護休業の取得・職場復帰に取り組み、介護休業を取得した労働者が生じた又は介護のための柔軟な就労形態の制度の利用者が生じた中小企業事業主に支給
- ② 東京都「介護休業取得応援奨励金」（令和7年度も継続の予定）
従業員に介護休業を取得させるとともに、介護休業期間の延長などの職場環境を整備した都内中小企業事業主に支給

※仕事と育児・介護両立支援制度等の参考資料（動画）等

- ① 東京労働局
育児・介護と仕事の両立のための従業員研修（動画）
- ② 厚生労働省
 - ア 介護休業制度特設サイト
 - イ 介護離職ゼロポータルサイト

協会の主な今後の日程

（令和7年3月12日現在）

月	日	曜日	行事予定	備考
4	9	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			三役会議 / 常任理事会 / 第97回理事会	協会会議室
	15	火	全産連 第74回 関東地域協議会	東京大神宮マツヤサロン（千代田区）
	24	木	常任理事会 15:00～	協会会議室
5	25	金	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	8	木	全産連青年部会・関東ブロック 15:00～17:00	当協会会議室
	12	月	収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
	13	火	三役会議 / 常任理事会 / 第98回理事会	協会会議室
	14	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			破碎・圧縮分科会（午後）	都内会場
	20	火	全産連 ; 理事会	全産連会議室 Web（ハイブリッド）
	21	水	人材確保プロジェクト 14:00～	協会会議室
29	木	第13回定時総会	東京プリンスホテル（港区）	

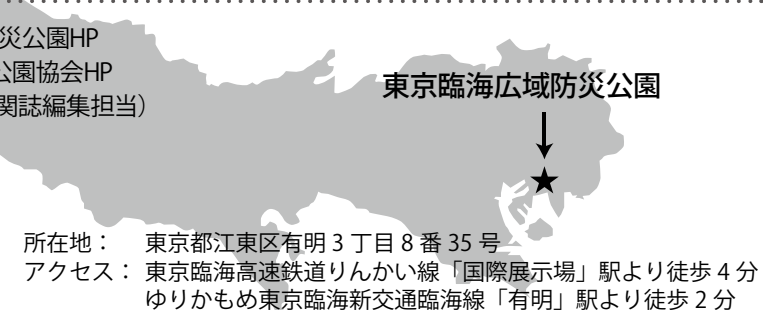
表紙の言葉

●今月の写真：[防災公園] 東京臨海広域防災公園（江東区）

今号より表紙テーマを「都内の防災公園」とし、都立公園を中心にご紹介していきます。都立公園は、避難場所としてだけでなく救出・救助の活動拠点としても重要な役割を担っています。この機会に、ぜひご自分の生活エリアで避難場所や避難経路を再確認していただければと思います。

第1回は「東京臨海広域防災公園」です。ここは都立公園ではありませんが、首都直下地震等の大規模な災害発生時に「緊急災害現地対策本部」等が置かれる首都圏広域防災のヘッドクォーター・広域支援部隊等のベースキャンプ・災害医療の支援基地として、国と東京都によって整備されました。発災時の避難場所としては利用できませんが、園内の防災体験学習施設「そなエリア」では、地震発生後72時間の生存力をつける体験学習ツアーに無料で参加することができます。

- 参照：東京臨海広域防災公園HP
（公財）東京都公園協会HP
- 撮影者：塩沢 美樹（機関誌編集担当）



事務局だより

皆さまこんにちは。4月ということで桜の季節ですね。皆さま、桜の花をお楽しみいただけましたでしょうか。私は先日綺麗な桜の花を楽しんできました。と言ってもお花見をしたわけでも、桜並木をお散歩したわけでもありません。可愛い桜の花がペイントされた鮮やかな水色のグランドピアノでストリートピアノのデビューを飾りました。

子供の頃から十数年ピアノを習っていたのですが、大人になって、「ん十年」全くピアノに触れていませんでした。コロナ禍にふと好きなバンドの曲を弾きたくなり電子ピアノと

楽譜を購入。いざワクワクしながら弾こうと楽譜に目を通すと全く楽譜が読めなくなってびっくりしました。音符も読めないし記号も忘れていたし…。ちょっと練習すれば弾けるだろうと思っていたので、弾けない自分にびっくりしてしまいました。それから2年ほどそのまま触らずにいました。ある日、委員会活動でお世話になったMさんが、懇親会でコロナ禍にピアノを始めたと話しておられ、更にはその翌日にはピアノ弾語りのYouTubeチャンネルを開設したとの連絡をいただきました。なんとという行動力！委員会仲間のAさんとそのYouTubeを見て自分もストピデビューをしたくなり、100日でストピデビューをするという企画を立てて、晴れてピアノ練習開始日から地道に練習し、100日後に可愛い桜の花がペイントされたピアノでデビューをしたというわけです。まだまだ伸びしろ満載なので地道に頑張りたいと思います。

編集後記

この春の新卒社員の生まれは、平成14年(2002年)4月～翌3月です。平成14年は壬午(みずのえ うま)で、初の日朝首脳会談で金総書記「拉致」を謝罪。被害者5人が帰国した年です。その他、ノーベル物理学賞に小柴昌俊氏、化学賞に田中耕一氏が受賞、日韓共催のサッカーW杯で日本、初のベスト16を果たした年でもありました。

厚労省の「令和5年賃金構造基本統計調査の概要」によると、大卒新卒1年目の平均年収は288万円。産業別では、サービス業(その他)は246.0万円。建設業が260.4万円、情報通信業が261.6万円、学術研究・専門・技術サービス業が272.4万円。今後も少子化が進み、さらに初任給は上がるのでしょうか。社会インフラの業界として、現場を担える人財の採用と育成が不可欠ですが、大卒新卒への従来通りの期待はしづらくなっています。本来であれば、将来の人材を育てねばならないのですが。

さて、今春より表紙の写真のテーマは「防災公園」です。都内には、63箇所の防災公園があって(東京都公園協会HP引用)、「大規模救出救助活動拠点」や「ヘリコプター活動拠点」であったり、火災などの危険から避難するための「避難場所」として指定されています。大規模救出救助活動拠点となっている防災公園には、「災害用トイレ」、普段はベンチで災害時に竈となる「かまどベンチ」、災害井戸ポンプ、災害時にテントをかけて仮設の避難施設として使用する「防災パーゴラ」、防災情報や地震情報を確認できる「デジタルサイネージ」、「災害救援自動販売機」が防災施設として備えられています。何かの折に、近くの公園で確認されてはいかがでしょうか。

(森)

とうきょうさんばい

第42巻第1号通巻第415号

令和7年4月1日発行

発行人
企画・編集
発行

鈴木宏和
広報委員会

一般社団法人 東京都産業資源循環協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F

TEL 03(5283)5455(代表)

FAX 03(5283)5592

https://tosankyo.or.jp

E-mail: info@tosankyo.or.jp

PCBの処理期限までの全量廃棄を目指します PCBに関するあらゆる問題をワンストップで解決していきます

全数調査



選別調査



分析・運搬業務



申請サポート



解体や全数調査時に新たにPCB廃棄物が見つかる事例があります。
調査漏れが不安な方はお気軽にご相談ください。

北九州事業エリアで
処分期間後に発見された
高濃度PCB廃棄物
196件
(令和2年10月末現在)
環境省 <http://www.env.go.jp/recycle/poly/confs/tekisei/28pcb.html>

KATO 加藤商事株式会社
http://www.katosyoji.tokyo

未来の地球に持続可能な環境を創る企業

本社 〒189-0011 東京都東村山市恩多町1-12-3
TEL: 042-392-1001 FAX: 042-394-1453

赤坂営業所 〒107-0052 東京都港区赤坂4-4-14未来環境創造ビル1F
TEL: 03-6277-7187 FAX: 03-6277-7197

一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会 (JPTA)   

創業64年、人々が安心して生活できる 安全で快適な環境づくりに貢献します



練馬の大地

おいしい作物は元気な土づくりから...
弊社の資源リサイクルセンターにて学校給食残さをリサイクルし、良質の土壌改良材を精製しております。

廃棄物処理

- ◆一般廃棄物収集運搬
- ◆産業廃棄物収集運搬
- ◆医療系廃棄物
- ◆資源リサイクル

警備

- ◆施設警備
- ◆駐車場管理
- ◆交通・雑踏警備

建物清掃

- ◆日常清掃
- ◆定期清掃
- ◆浄化槽・貯水槽清掃

環境衛生

- ◆空気環境測定
- ◆水質検査
- ◆害虫駆除

総合ビルメンテナンス

株式会社 五十嵐商会

【本社】 〒177-0032 東京都練馬区谷原6-24-8 TEL03(3922)7547 FAX03(3978)1533

<http://www.igarashisyokai.co.jp> 五十嵐商会 検索